

◇熊本県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

- (1) 第2条第2項中「法第10条第1項第2号ロ」を「法第10条第1項第2号ハ」に改めることとした。
- (2) 第3条中「毎年（事業年度を設けている場合は、毎事業年度）」を「毎事業年度」に改めることとした。
- (3) この条例は、平成15年5月1日から施行することとした。
- (4) この条例の施行の際事業年度を設けていない特定非営利活動法人（設立の認証を申請中の団体も含む。）が事業報告書等を提出する時期については、特定非営利活動促進法の改正に伴う措置に応じた経過措置を講じることとした。

◇熊本県農業公園条例の一部を改正する条例

- (1) 第9条中「財団法人くまもと緑の財団」を「財団法人熊本県農業公社」に改めることとした。
- (2) 施行日
この条例は、平成15年4月1日から施行することとした。

◇熊本県公共育成牧場の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 第8条中「社団法人熊本県畜産開発公社」を「財団法人熊本県農業公社」に改めることとした。
- (2) 施行日
この条例は、平成15年4月1日から施行することとした。

条 例

熊本県高齢者及び障害者の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年3月14日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第10号

熊本県高齢者及び障害者の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例の一部を改正する条例

熊本県高齢者及び障害者の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例（平成7年熊本県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第2条」を「第2条第2号」に改め、同条第2項中「建築促進法第2条に規定する特定建築主」を「特定建築物の建築（用途の変更をして特定建築物にすることを含む。）をしようとする者」に改める。

第22条第1項中「この条例」を「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成14年法律第86号。以下この項において「改正法」という。）に、「（この条例）を」（「改正法」に、「第2条」を「第2条第4号」に改め、同条第2項中「特定施設を高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるようにするための措置に関し特定建築主の判断の基準となるべき事項（平成6年建設省告示第1987号）第1基礎的基準」を「建築促進法第3条第1項に規定する利用円滑化基準」に改める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

熊本県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年3月14日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第11号

熊本県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

熊本県介護保険財政安定化基金条例（平成12年熊本県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条中「1,000分の5」を「1,000分の1」に改める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

熊本県母子家庭等の児童の身元保証に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年3月14日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第12号

熊本県母子家庭等の児童の身元保証に関する条例の一部を改正する条例